

論 説

オーストリア＝ハンガリーにおける 敵国民間人の抑留・拘禁と解放 —— 日本人抑留者の事例を中心に 二 ——

梶 原 克 彦

目 次

はじめに

1 ザルツブルクでの拘禁生活

2 イルマウならびにカウツェンでの抑留・拘禁生活

3 民間人抑留者解放をめぐる動き

おわりに

は じ め に

第一次世界大戦は史上初の総力戦としてヨーロッパ史に大きな痕跡を残しており、そうした事象の一つに何百万という捕虜の発生があった。これらの捕虜の処遇はその後の捕虜政策を考える上でも重要な問題を提起しているが、第一次世界大戦における捕虜政策の指針は「ハーグ陸戦条約」によって定められていた。例えば、捕虜の労働使役について言えば、その環境の過酷さが一大戦の推移と共に食糧・衛生状況が悪化し一際立つようになるにつれて、「強制労働」の観を呈したものの、捕虜の労働それ自体は「ハーグ陸戦条約」で確認されており、これに則る限りでは特段問題ではなかった。捕虜は「国民ならざる

者」であるにもかかわらず収容する側の総力戦を外国人労働者のように支えていたが、そうした労働も、将校以外の者が軍事に直接関係せず、過酷でない作業であれば国際法上認められていたのである¹⁾。

このように捕虜については国際法上の規定があったのに対して、非戦闘員について言えば、第一次世界大戦中に少なくとも40万人の民間人が、何の取り扱い規定も無いままに「如何なる罪でも訴追されず、いかなる裁判所からも有罪判決を受けず、ただその国籍に基づいて」ヨーロッパの交戦国間で抑留されたのである²⁾。敵国民間人の取り扱いには寛容の伝統が幾世紀にわたって存在していたが、そうした伝統のなかで対処してきた民間人の数はごく小さなものだった。しかし19世紀後半になって産業革命の結果、鉄道などによって人の移動が大規模に生じるようになり、平時に外国人旅行者や一時的居住者の数は増大した。さらに徴兵と予備役のシステムが設置されるや、そうした民間人は帰国すれば敵国の戦力となる潜在的な「戦闘員」と成り得た。19世紀末には戦時における敵国民間人の処遇は問題を惹起し、普仏戦争はその最初の事例となったが³⁾、敵国民間人取り扱いの国際法上の規定は、その後も第二次世界大戦後に「ジュネーブ条約」が成立するまで待たねばならなかった。それゆえ第一次世界大戦における敵国民間人の処遇は、国際法上の規定のないままに、普仏戦争以上の人数と深刻な状況のなかで行われることとなった。

ところで第一次世界大戦と日本との関わりについては、日本管理下のドイツ兵およびオーストリア兵捕虜についてはよく知られているものの、ドイツやオーストリアの管理下に置かれた日本人の捕虜や民間人抑留者に関しては、その取り扱いや解放に至る経緯について未だ不明の点も多い。もっともドイツで抑留された邦人については、奈良岡聰智氏並びにR・ヴィッピヒ氏による研究⁴⁾が存在し、またオーストリアにおける事例については筆者も城戸愛三郎氏の抑留経験を論じたことがある⁵⁾。これらの先行研究のなかで、とりわけ解放に至る経緯についてはヴィッピヒ氏とその論考で触れており、アメリカが大戦中（その参戦に至るまで）日本の利害を代表することになり、駐独アメリカ大使ジェラルド（James W. Gerard）が日本人民間人抑留者の解放に尽力した様子

が描かれている⁶⁾。そこから明らかになるのは、大戦下のドイツにおいて民間人抑留者たちが捕虜であれば受けられるような待遇も規定もない状況に置かれながらも、いかにして解放されるに至ったのかという歴史の一コマである。本稿はこうした先行研究の顰に倣いつつ、オーストリアにおける今一人の日本人抑留者である藤井慶乗氏の抑留体験と解放に至る経緯を考察し、オーストリア＝ハンガリーにおける民間人抑留者問題の一端を明らかにする。

1 ザルツブルクでの拘禁生活

藤井慶乗（1884年生まれ）は東京帝国大学で宗教学を学んだ文学士であり、また兵庫県宍粟郡（現宍粟市）須賀村にある浄土真宗本願寺派願壽寺の住職でもあった。彼は大学卒業後も宗教研究を続け、その研鑽のために「キーベ博士」を訪ねるべく1912（大正元）年9月にドイツへ留学し、半年ほどミュンヘンに滞在した⁷⁾。その後、さらにカトリックの宗教哲学を考究するためにウィーンへその居を移し、ウィーン大学で私費留学生として学究生活を送っていた。

1914年6月28日、第一次世界大戦勃発の引き金となったサラエヴォ事件が起きた時、藤井はヴェネツィアにいた。彼は、ウィーン大学神学科の教授および学生たちとローマで巡礼を行っており、バチカンで教皇ピウス10世に拝謁したのち、28日の夕刻にヴェネツィアへ到着した。翌日、サンマルコ広場で群衆が号外に見入っているところで、フランツ＝フェルディナンド大公夫妻殺害の報に接することになった。その後7月2日にトリエステに到着した際、大公夫妻の棺が揚陸される場面に遭遇し、司教の祈禱に合わせて、藤井らも「*ora pro nobis*」（我らが為に祈り給え）と祈りを捧げたとのことである⁸⁾。この事件のひと月の後にはオーストリア＝ハンガリーはセルビアに対して宣戦を布告することになるのだが、一人の日本人も、その発端となった暗殺事件の「当事者」に囚らずも遭遇していた訳である。もちろん藤井も含めてその当時には、この大公夫妻に降りかかった事件について「此の際何人も是が数旬の後恐るべき世界戦争を引き起こす原因になるとは知らなかった⁹⁾」。

のちに「七月危機」と呼ばれる欧州の動静は、26日におけるセルビアに対する最後通牒と29日の宣戦布告を経て、総動員令の布告に帰着した。藤井はこの時分ウィーンに戻っており、市民が「オーストリア萬歳、セルビアを倒せ」、「皇帝萬歳、スラブを倒せ」と絶叫したり、毎夜群衆が隊列を組み国旗をかざして愛国の示威行動を行ったりする様子を目の当たりにした。ここで他の日本人独逸在留者がつとに述べた様に、大戦勃発直後の「日本フィーバー」に藤井も接していた。歓迎の理由は日露戦争に続き「日本が独逸と携へて露国に対して必ずモ一度打撃を加へるに違いない」とウィーン市民が期待したことにあった¹⁰⁾。そこで藤井も握手を求められたり、電車内で座席を譲られたり、警察官にも敬礼を受けたり、と随分持て囃されたようである。しかしこの「ブーム」が二三週間後には一変し、「ブラボウヤパナー〔日本万歳〕が^{ゲルベルトイフェル}変じて黄色い鬼よ、ホホヤパン〔日本万歳〕が^{ヅシワイネー}化して汝^(モチ)豚^(モチ)となり、先に大持に持てたレストランやカフェーでは^{カインゲルベラッセ}黄色人入るべからずと¹¹⁾」なった。

もっとも藤井は、ウィーンの「日本フィーバー」が日本人排斥へと転ずる前に、ミュンヘンへ旅立っていた。すでに7月31日にオーストリアとセルビアとの間で戦端が開かれると、大学は夏期講義が終わるや陸軍病院へと転用されることになり、学生は勉強どころではなくなった¹²⁾。そこで避暑旅行を思い立ったのだが、実はこの判断が抑留の遠因となった。8月1日、藤井はウィーン大学で知遇を得ていたF・W・フェルスター (Foerster)¹³⁾を訪ねてミュンヘンに向かい、王立醸造所にも足を運び、そこでも「日本万歳」と歓待されるなどしながら、5日まで同地に留まった。

そしてウィーンへ帰る途次、「避暑兼ね〜不足して居る僕の羅匈語の補習をやる考へで」ザルツブルク南方のビシヨフスホーフエン (Bischofshofen)にある修道院¹⁴⁾に逗留した。このウィーンからはもちろん、ザルツブルクからもおよそ50キロメートル離れた修道院は、新聞が来るのも多少遅れるほど閑静な地であり、藤井はラテン語三昧の生活を送っていた。だがこうして「万事浮世離れで静」かな修道院で勉学をしているうちに、日本と独逸の関係は当初の「ブーム」から一転していくこととなった。もちろん新聞では日本の参戦可能

性が8月初旬にも伝えられており、藤井自身もこれを承知していたけれども、日本の局外中立を「マサカと計り確信して」いた¹⁵⁾それはまた在奥日本大使であった佐藤愛磨も同様であり、「二十二日まで日奥国交断絶の模様見えず、二十四日に至り思ひ当った¹⁶⁾」ほどであった。もっとも佐藤大使は22日に先立つ五日前には在独日本大使館よりドイツへ最後通牒が発せられたことについて聞き及んでおり、それゆえ藤井へ「退去勧告」の電報文を17日に送った¹⁷⁾しかしこの電報文はおしなべて藤井に災厄をもたらした。まず「退去勧告」をめくり送り手と受け手との間では認識が異なり、藤井はこれを「退去勧告」とは見做さず、国外脱出せずに、結果抑留されることになった。彼が残留を決めたのは、この電報文を「時局のため滞在資金の確保が困難になる者は退去したほうがよい」とだけ解釈し、これが発せられた理由が日独開戦に伴い日奥関係も焦眉の急となったことを知らなかったからである¹⁸⁾またこの電報文が日本語で、しかもローマ字で書かれていたために、退去先として記載されていた لندنなど部分的にオーストリア官憲にも分かる敵国の情報の故に、かえってスパイの嫌疑を強めることになってしまった¹⁹⁾さらに電信文をめぐる認識のすれ違いから、佐藤大使は帰国の際に「こちらの退去命令^{レテ}聞かずに一人残った者がいる」と報道陣の前に藤井の名を挙げ、このために彼の母親は心労を重ね、やがてこの件で藤井は親族に非難されることにもなった²⁰⁾大使館の側でもこの電信が要領を得ないとの感想を持った者もあり、当時在奥大使館駐在武官であった金谷範三（歩兵大佐、のち参謀総長）は避難すべき旨の電信を自ら打ったようだがその報が藤井に届くことはなかった。大戦勃発当初だけに、鉄道網は動員と厳重な管理のもとに置かれ、電報も厳格な取り調べが行われており、これらを利用することは困難でウィーンへの移動も連絡も出来ない有様であった。佐藤大使より他の在奥邦人に引上げの期日とされていた21日に、藤井は初めて日本の対独最後通牒の件を知ることになった。さすがに青くなりこれは「一大事と思ふたがモウ遅い…實に如何うする事も出来ないから、エーマ^マよと度胸をすへて」彼は最終的にビショフスホーフエンに留まることになった²¹⁾

8月25日、前ローマ教皇の葬儀がウィーンで執り行われ、同日、日奥間の

国交は断絶し、佐藤大使一行も 27 日午前にスイスへ向けて引き揚げた。藤井は万事休すと思いつつも、日清・日露戦争時の民間人処遇を思い起こし、自分が留学生でかつ兵役とは関係がないことから、滞在も問題はないだろうと踏んでいた。実際、修道院で同居する人が咎めることもなく、散歩で接する人も藤井に「君は外国人らしいがセルビア人ではないかと聞くから、イヤ日本人だと答えると、ウンソーカと云う丈」だった。しかし藤井が読んでいた『ノイエ・フライエ・プレッセ』など新聞では連日日本批判が繰り返されていたし、ウィーンの元日本名誉領事から受け取った私信に「恩知らず」といった内容があったことから、みづからが単なる外国人から「敵国民」の境遇となったことは認識していたであろう²²⁾そして 9 月 19 日の深夜、修道院に地方警官 (Gendarm) が藤井の身柄引き渡しを要求のために現れた。修道院側の抵抗も実らず、彼は捕らわれ、憲兵隊へ連行されることになった²³⁾

藤井には軍事探偵の嫌疑がかけられており、先に佐藤大使より受け取った長文のローマ字電報に関して尋問を受けた。結局、容疑が固まることも晴れることもなく、彼は町から離れたアルペン猟兵連隊 (Alpenjägerregiment) の兵営に 1 ヶ月幽閉されることになった²⁴⁾この兵営はもともとローマ時代から中世にかけて建造された古城であり、士官室として利用されていた一室が彼に宛がわれた。彼の手記によれば、常に歩哨が付いて回るけれども、読書をしたり散歩をしたりと基本的に自由が確保されていた。また食事は当初しばらくは黒パンとジャガイモのスープだったが、のちには自費での購入も許可され、士官用の食事を受け取ることもできた。さらに彼の手記によれば、10 月 21 日からは市長の配慮によりザルツブルク市庁舎ラートハウスの一室で起伏することになった²⁵⁾散歩は毎日行い、しかも馬車の使用や登山も許可されていた。その他、ホテルに行って相応の食事をするのができたり、市議員からの煙草や果物などの差し入れがあったり、と本人曰く「捕虜の様な、高等食客の様な極めて呑気な生活を送り、若し放免されぬものなら何時迄も此地に此の調子で止つて居たい²⁶⁾」ほどの環境であった。

藤井のザルツブルクでの拘禁生活は総じて良好で、同時期に敵国民間人とし

てウィーンで逮捕され、ドローゼンドルフで抑留生活を送っていた城戸愛三郎の境遇とは天と地ほどの差があった。またドイツで拘禁・抑留された他の日本人の事例と比較しても明らかに藤井は優遇されていた。大戦開始直後で食糧難に襲われる以前の時期であり、さらに民間人抑留システムが制度化途上にあったがゆえに、収容施設は不十分で、収容条件は官憲の姿勢に大きく左右された。施設について言えば、大戦直後の拘禁では、しばしば留置所や兵営が収容所に転用される例がしばしば見受けられ、この意味において藤井も例外ではない。けれども、散歩の許可や食事の程度は、ザルツブルク市長のような人物から好意的な働きかけがあればその境遇は大いに良好となる可能性があった。藤井をめぐる厚遇はこうした状況の産物ともいえた。藤井が郵便・通信できたのもそのおかげである。捕虜の場合、これはハーグ陸戦条約で認められていたのに対して、敵国民間人については国際的な取り決めもなく、藤井も連絡を取る事は認められていなかった。しかし市長の計らいで11月7日あたりに、その安否情報がチューリヒの日本名誉領事とローマの日本大使館に伝えられた。この情報はさらにチューリヒの名誉領事から日本人留学生へ転送され、また11月22日にはローマの林大使から外務省へ藤井の所在確認について連絡が行われた²⁷⁾

こうして2ヶ月にわたり「優雅な」拘禁生活を送っていた藤井であったが、その抑留経験はこの後、暗転することになる。藤井も、すでに城戸愛三郎が収容されていたニーダーエスターライヒのヴァイトホーフエン郡（Waidhofen an der Thaya）の敵国民間人抑留収容所へと移送されることになった。

2 イルマウならびにカウツェンでの抑留・拘禁生活

藤井の手記によれば、11月20日に陸軍の戦時監視局（KÜA: Kriegsüberwachungsamt）より通達があり、それによれば彼は民間人抑留者（Civil Internierter）としてチェコとオーストリアとの国境地帯にあるヴァイトホーフエンに移送されるとのことだった。ザルツブルク市長をはじめとする各方面から放免の働きかけも功を奏せず、彼は「民間人抑留者あるいは政治的捕虜（Civil



図1 ヴァイトホーフェン郡の抑留・拘禁収容所。北西にあるのがイルマウ並びにカウツェン収容所。東北にあるのがドローゼンドルフ収容所。
 出典：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1675

Gefangener oder Politische Kriegsgefangener)」として、22日に大雪の中、ヴァイトホーフェンの寒村、イルマウ（Illmau）に送致されることになった²⁸⁾

開戦後、ニーダーエスターライヒ州をオーストリアにおける敵国民間人を收容する拠点とするべく、抑留収容所が相次いで開設された。その中心となっていたのがヴァイトホーフェン郡であり、今一人の日本人抑留者であった城戸もこの郡のドローゼンドルフに当初收容されていた。この收容所がそうだったように、住環境や上下水道の整備などは開設後に徐々に整備されていったけれども、戦時監視局は国内に残留する敵国民を続々とこの地に送っており、收容所も9月にはすでに受け入れの限界に達していった²⁹⁾そこで既存の收容施設の拡張が行われる一方で、新たな收容所を開設し、ここに抑留者が移送されていった。藤井が送致されたイルマウ抑留者收容所もその一つであった。イルマウ收容所は、グリュエネ男爵（Graf von Grünne）所有の14世紀に築城された城館であり、戦時遂行法（Kriegsleitungsgesetz）に則り徴発され、1914年10月1日



図2 イルマウ城館。正面。

出典：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1686d



図3 イルマウ抑留収容所の居住区。

出典：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1686d



図4 イルマウ抑留収容所の厨房。

出典：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1686d

にドローゼンドルフの収容者を移送すべく開設された。城館は長らく無人の空き家となっており、各部屋を収容のために改装した。ヴァイトホーフエン郡長の報告によれば、収容所の定員は150名から200名とされ、抑留者の共同室や病室も備え、11月の時点では衛生状態はよく、飲料水は十分に確保されたとされていた³⁰⁾。また、この収容所のおよそ7割以上はドローゼンドルフより移送されたロシア人とセルビア人が占め、城館周囲の整備や薪拾いにこれらの人々の労働力が用いられた³¹⁾。

以上のような郡長の報告は、藤井の手記の一部でも触れられているものの、彼の叙述では収容所の様子は一層過酷であり、「其の待遇は全然で犬猫同様に、万国平和会議の権威などはゼロ³²⁾」であった。城館の壁は落ち、塀は壊れ、窓も割れていたようであり、しかもそこに藤井曰く「500名」が収容されていた³³⁾。部屋の仕様は収容者の利益代表国と属性によって差が設けられ、駐墺アメリカ大使館の保護下にあったイギリス人、フランス人、日本人は、凡そ30名ごとに「最上級」の部屋で、粗末な寝台に藁を敷いて起伏しながら、共同生活をおくった。一方で、スペインを利益代表国とするロシア人、セルビア人、モンテネ

グロ人は「哀れな」待遇を受け、とりわけポーランド系とユダヤ系のロシア人は悲惨な境遇にあったようである。藤井の叙述を借りれば、「大きな穴倉の様な所に小さい窓が只一つ有る丈で、昼尚暗い恐しい湿気の出る陰気な一寸覗いた丈でも臭くてムカムカとする様な室に大勢の人間が一枚の薄い汚れた藁床を引いてゴロゴロと魚河岸の鮪の様に臥って居る。頃は十一月の末で此辺はモウ雪が盛んに降り、恐しく寒い各室とも火の気は一切無い。夜は薄暗いカンテラの様なランプが一つ吊られてボンヤリと八月末以来捕えられ拘禁されて粗食と不潔の生活の為め幽霊の様に瘦せて甚だしく青白くなった人々の顔を凄く照している。丸で地獄の様子である。……彼等は斯くも汚い所に入れられ運動も不足し加うるに食物も腹一杯喰う事が出来ぬで有ろう。豚は汚いが喰う丈は充分喰わして居るから是等の露人塞人等は蓋し豚以下の取り扱いを受けて居る訳だ³⁴⁾」。

捕虜にせよ、民間人抑留者にせよ、收容者の健康を大きく左右した条件は、居住環境と收容者数の問題、食事と医療体制、歩哨の收容者取り扱いなどであるが、藤井のザルツブルクでの拘禁生活は、これらの点でかなり恵まれていた。これに対してイルマウでの生活は多くの点でザルツブルクとは異なっていたことが分かる。まず收容者数についてみれば、先の叙述にもあったように、多くの人間がイルマウ收容所には送り込まれており、過密であったことが窺える。当時の捕虜收容所の敷地平均が50万 m^2 に対して收容者数が平均3万～4万人（一人当たり約12.5 m^2 ～16.6 m^2 ）だった。これに対してイルマウ城館の敷地面積（前庭部分も含む）はおおよそ5千 m^2 である。自由に移動できるのが城館内のみの場合、面積はおそらく半分の2,500 m^2 である。藤井のいうように收容者数が「500名」であれば、一人当たりの面積は約5～10 m^2 となり、200名でも12.5～25 m^2 である。居住区の面積はもっと小さく、しかもイルマウでは相部屋となったので、実際は遥かに狭く感じたと思われる³⁵⁾衛生面についての問題は他の收容所でしばしば指摘されているが、イルマウ收容所でも同様であり、風通しの悪さや、とくに風の発生が收容者を悩ませた。食事は、朝食は珈琲一杯（砂糖、ミルクなし）と黒パン（四分の一切れ。パンは朝のみ）、昼はジャガイモや野菜のスープ、夕食は昼同様で、一日当たりの予算が50ヘラ

一（約 20 銭くらい）と随分と少ない（食費は捕虜と異なり、みずから支弁しなくてはならない。また自らお金を出せば支給される以外のものを食べることもできた）³⁶⁾ 医療体制についてみれば、他の民間人抑留収容所同様に、医師は収容者のセルビア人（ここでは医学生）がこれを務めるも、医療機器や薬剤も不足したきわめて不十分な状況での医療行為であった。そうした状況のため、藤井自身、自ら所有していた体温計を提供し、さらには「助手」として働き、熱や脈を測ったとのエピソードを述べている³⁷⁾ 歩哨の収容者取り扱い、藤井自身が危害を加えられたことはないようだが、ロシア人やセルビア人は殴る蹴るといった暴力を日常的に加えられていたようであった。労働は、食費を払えない者が「支払い」のために行い、木を割ったり、石を運んだり、靴を作ったりと、歩哨の厳しい監視の下でこうした作業は行われた。一方、余暇の時間に関しては、天気の良い日は歩哨の監視付きで収容所外での散歩が全員に対して許可され、また日曜日の夕食後 1～2 時間は自由が認められることがあり、この時には各国のダンスをしたという³⁸⁾

ザルツブルク生活と比較すればまさに「地獄」と形容されるべきイルマウ収容所であっただろうが、幸い彼はこの生活を十日間で終えることになり、12 月 1 日にはイギリス人・フランス人 5 名と共に、カウツェン「収容所」へ移動することになった。カウツェンはドナウ河畔にある人口 1,000 人程度の小さな町で、イルマウ収容所から約 500 メートルしか離れていなかった。この町で「拘禁」されるとはいえ、その暮らしは官憲の監督のもと民家居住する自由度の高いものであり、藤井自身「この生活は少しもウィーンの下宿生活と異なる所はない」と述べていた。いわく「只一日二回土地の憲兵隊へ顔出しすれば後は飲むも食うも、寝るも起きるも自由」なので、「やっと地獄の一丁目から脱出して人間並の生活ができるようになった」と喜んだ³⁹⁾ 藤井は同じ時にイルマウへ送られた人々のなかで、タイムズの記者とフランスの伯爵と共に部屋を借り受け、食事はホテルで取った。憲兵所への定時出頭以外は自由なので、昼間はこの伯爵相手にフランス語の勉強、夜はイギリス人たちが頻繁に開いていた講演会を聴講したり、時に深夜まで議論にふけったりと、拘禁生活を「満喫」

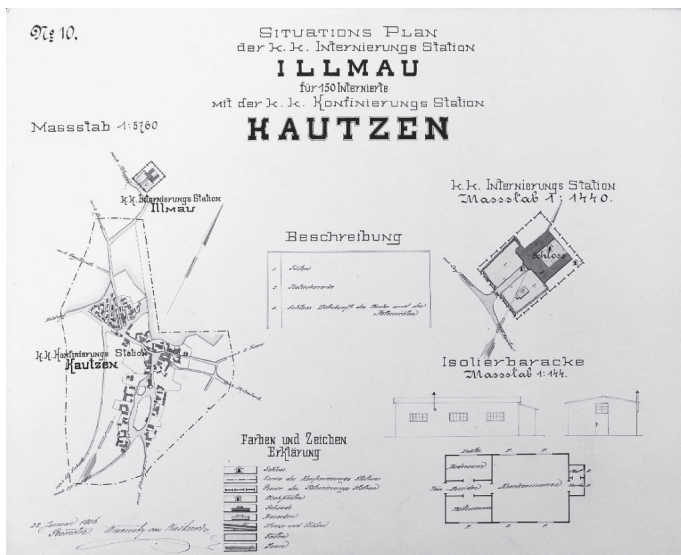


図5 イルマウ抑留収容所ならびにカウツェン拘禁収容所。

出典：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1675



図6 カウツェン拘禁収容所。中心部の教会広場。

出典：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1690

したようである⁴⁰⁾ もっともカウツェン「収容所」で彼は母の死を告げる手紙に接し、その知らせを受けた時にはすでに亡くなってから2ヶ月以上も経過していた⁴¹⁾ 藤井は、自分が抑留されたことが母の死の一因となってしまった、という自責の念に涙にくれた。いくら自由を認められ、「愉快的」時間を過ごす機会があったとしても、やはり「虜囚の身」であることに変わりなかったのである。

3 民間人抑留者解放をめぐる動き

ザルツブルクで9月に拘禁されておよそ6ヶ月後、藤井は晴れて自由の身となった。この解放について、藤井は知人・友人らが嘆願してくれたおかげ、そして駐墺アメリカ大使の尽力の賜物であると感謝の気持ちを綴っている⁴²⁾ 前者の働きかけについては、待遇改善や差し入れなど様々な恩恵を被ったことと同様に、解放についても何らかの影響があったのかもしれない。けれどもそうした人々の働きかけが解放へ向けたプロセスに実際のところどのように関わったのか判然としない。一方、駐墺アメリカ大使の働きかけについては、もちろん大使個人のそれもあったであろうが、アメリカ大使館員が種々の実務活動を行っていたことは史料によって裏付けられている。ところで捕虜の場合、ハーグ陸戦条約によって捕虜情報局の設置が義務付けられており、これを通じて交戦国や捕虜は情報をやり取りした。この時、利害代表国が捕虜情報局に対する照会や待遇の実情把握を行っていた⁴³⁾ また捕虜の解放については、宣誓解放を認める以外は、講和条約締結以後という事があらかじめ決まっていた。これに対して、敵国民間人抑留者についてはその取り扱いを規定する条約が無く、そもそも拘束から抑留に至る民間人への処遇それ自体を国際法違反と見る事も出来たし、逆にその拘束目的からして拘束が正当とされるものもあった⁴⁴⁾ こうしたルール欠如のゆえに、暴徒からの「保護」という名目や潜在的兵力の削減など、拘束の理由も様々であったが、いつまで拘束すべきで、どのように釈放ないし解放されるべきか、ということもそれぞれのケースで異なるという事態

を招いた。実際、ドイツにおける邦人民間人抑留者の釈放・解放は個々の事例で大きく異なっており、ドイツとオーストリアの間でも、釈放・解放の時期には随分と開きがあった。

ドイツにおける日本人は、8月の拘禁後数週間からおよそ3ヶ月の間に釈放・解放され、1914年12月末までにはほとんど解放された⁴⁵⁾ 藤井の手記によれば、駐墺アメリカ大使館から解放される旨の手紙を受け取ったのは1915年3月10日で、その数日後に解放され、「3月15日」にヴァイトホーフエンに立ち寄り、ここで城戸愛三郎と会い、二人でウィーンに向け出発、「16日夕刻」にフランツ＝ヨーゼフ駅に到着し、さらに翌日「17日」にスイスへ向けてウィーン西駅を立ち、「18日」にチューリヒに到着したとある。藤井は複数の手記で「3月15日」を解放日と記述しているが、同時に解放された城戸の手記では、解放に関するアメリカ大使館からの手紙が10日、実際の解放通知電報が「26日」、そして「27日」にキルヒベルク収容所を立ち、ヴァイトホーフエンに立ち寄ったあと「同日夜」にウィーンに着き、翌「28日」にスイスへ向け旅立ったとある⁴⁶⁾ (チューリヒへの到着日は不明)。このあたりは双方の記録や記憶の曖昧さもあるかもしれない。アメリカ大使館ならびに日本外務省の記録と併せて判断するに、藤井と城戸は3月10日付で同大使館より解放に関する書簡の送付を受け、26日にそれぞれの収容所から解放され、同日夜にウィーンに到着し、27日夜にスイスへ向けて出発し⁴⁷⁾ 28日にチューリヒへ辿り着いた(29日に日本領事館へ出頭)、というのが正確なところであろう。

藤井と城戸は解放されたのち、わずかな時間をウィーンで過ごしているが、この時、両名ともにアメリカ大使館を訪問している。藤井はその時の様子を子細に記録し、アメリカがイギリスとフランスの捕虜・民間人抑留者に関する膨大な業務を中立国として果たしていたことを述べている⁴⁸⁾ 大使館で応接したのはユーレシーズ・グラント＝スミス参事官(Ulysses Grant-Smith⁴⁹⁾)であり、彼は「君等の事件が長びいて不平であるだろうが僕の方では決してネグレクトしたのでは無い。大使以下多忙の内を出来る限りの骨を折ったので有る。自分は其の主任としてベストを盡したのである」と両者の解放に至る経緯を語った。

グラント＝スミスによると、解放運動を始めたのは1914年10月15日で、遅くとも12月初めには決着をつけるつもりだったけれども、オーストリア政府の対応は緩慢で埒が明かず、その間駐独アメリカ大使館から日本人を全員解放したとの知らせも届き「気が気でない」。幾度か大使もオーストリア外務省へ赴くも事態は好転せず、オーストリア外相バルヒトルト（Leopold Berchtold）の辞職によりこの件はさらに延期された。グラント＝スミスは2月に入り「毎日電話を掛け」、国務省長官ブライアン（W. J. Bryan）からオーストリア首相ステュルク（Karl von Stürgkh）への非公式な書簡も送付されたが、それでも事は運ばない⁵⁰そこでペンフィールド大使は3月1日を日本人抑留者の解放に関する回答期限とし、回答が無ければいかなる手段をも行使すると「最後通牒」を突き付けた。この結果、ようやく藤井と城戸を解放するということになり、3月10日にアメリカ大使館が兩名にそのことを伝え、26日に解放された、ということになる⁵¹

このように日本人抑留者解放へ向けた米墺間の交渉は、駐墺アメリカ大使館とオーストリア外務省を中心に、駐独アメリカ大使館やアメリカ国務省をも巻き込んで行われていた。そしてもちろん解放交渉は、もう一方の当事国である日本からの安否照会と解放要求を受けて開始され、さらには藤井とそしてその親類縁者の動きも交渉のアクターとなっていた。確認できる史料では、藤井の解放交渉の起点となったのは、1914年8月30日に願壽寺より外務省への安否確認であり、新聞報道でオーストリアから邦人留學生がローマへ避難したとあり、そのなかに藤井が含まれているか否かを照会するものだった⁵²その後連絡を取る方法などにつき願壽寺からさらなる情報の照会が行われ、奇しくも藤井が拘束された9月19日に、そうした情報はないままに、外務省から願壽寺に目下解放目ざして取り組み中であることが知らされた⁵³すでにこの前日に、駐独アメリカ大使館から駐墺アメリカ大使館へ、日独間では民間人の相互解放に至ったとの情報が提供された⁵⁴前述のとおり、グラント＝スミスの説明では10月15日に解放へ向けた運動を開始したとあったが、それはこの日に、独間の相互解放の知らせを受けて、オーストリア外務省も日本との相互解放へ向け

て動き出し、アメリカはその仲介を依頼された、ということだった。

10月31日にはアメリカ国務省より在喫アメリカ大使館へ日本政府の意向が伝えられ、日本政府はオーストリア政府の提案に賛成で相互解放に同意し、拘留者名簿と安全通行権（Safe Conduct）の要求と日本における拘禁者の不在が伝えられた⁵⁵⁾（さらに11月3日にこれらが駐喫アメリカ大使館からオーストリア外務省へ報告された）。藤井がカウツェン収容所へ移動した11月22日に、前述の通り、駐イタリア林大使より外務大臣へ、彼がビショフスホーフエンにて拘禁されており、その母へ無事であることを伝えて欲しいとの連絡が行われた⁵⁶⁾これはさらに同日外務省より願壽寺へも伝えられた⁵⁷⁾ところで、この「拘禁」という点は、藤井の親類縁者にとっては寝耳に水の驚愕の情報であった。それというのも10月21日から23日にかけて、願壽寺のある兵庫県で発行されていた『神戸新聞』でも他の新聞でも、帰朝した佐藤愛磨の談として記事を掲載し、藤井は留学生の中一人残ったがザルツブルク（ビショフスホーフエン）で自由に勉学をしている、ということになっていたからである⁵⁸⁾そこで11月25日に願壽寺（藤井の姉）より外務省へ、母の死と拘禁状態についての照会が行われた⁵⁹⁾しかしちょうど藤井がイルマウからカウツェンに移動した12月1日の外務省からの返事は、状況については本人からの報告以外に確かなものがない、ということにとどまっており、イルマウ収容所での様子は把握されていなかった⁶⁰⁾

この後、外務省は駐米珍田大使に、アメリカ政府に藤井と城戸の解放へ向けて協力を依頼するよう命じ⁶¹⁾（12月21日）、珍田大使は国務省とアメリカ政府にこの件を伝達した⁶²⁾（1915年1月7日）。藤井は自らの「軍探嫌疑」を晴らすべく駐オランダ幣原公使（1月2日）⁶³⁾と駐イタリア林大使に身分証明の依頼を行っていた⁶⁴⁾すでに1914年10月18日にはオーストリア外務省から日本へ、藤井に軍探の嫌疑が掛かっていることが伝えられていたが⁶⁵⁾1月5日の駐イタリア林大使から外務省への連絡で、駐喫アメリカ大使館が、18歳以上50歳以下の健康男性の出国許可と軍探嫌疑者の釈放を得ることはできないという見解をもっていることを伝えていた⁶⁶⁾一方で、駐喫アメリカ大使館は解放の基

準を探る意図もあってか、同日1月5日にグラント＝スミスから駐独アメリカ大使館書記官グルー（Joseph C. Grew）へ日本人解放に至った方法を照会しており、どういう解放の条件や基準を尋ねていた⁶⁷⁾その結果、駐独大使館より、スモレンスキーのような国籍証明ができない者以外は、職業や兵役年齢に関係なくすべて解放され、なおドイツに滞在しているものは自由意志であり、捕虜とは別である、との回答を得た⁶⁸⁾以後、駐独アメリカ大使館は、日独間の方法に倣って日独間も相互解放へ向けて動くべきであると、オーストリア外務省に対してとりわけ2月以降督促を重ねた。オーストリア外務省は当初、相互解放と安全通行権（Safe Conduct）を了承しつつも、日本側の対応開始、在日独人への同等の対応、軍探嫌疑が無いことなど条件を挙げていたが⁶⁹⁾アメリカ大使館の「説諭」⁷⁰⁾やブライアン国務長官からの督促（3月1日）⁷¹⁾もあり、結局いずれの条件も不問にされて、3月10日の解放予告の手紙となった。

もっともこの日から3月26日の解放まで約2週間ほど日付が空いている。藤井はこれについて何も語っていないが、当時キルヒベルク収容所にいた城戸は手紙を受け取った後「吾輩は夢ではないかと許り喜んで、知事より通知のあるのを今か今かと待つて居た」けれども、「待ち詫て独国政府のいう事は信用は出来んと諦めて居」たほどだった。こうした点にも、先の見えない抑留生活を送った人間の先行きに対する不安感が滲んでいる。この間、在独アメリカ大使館もなかなか解放が行われない状況のなか焦燥に駆られ、3月11日、17日、20日と様々な形で協定の履行を督促していた⁷²⁾さらに24日にもヤーノシュ・フォルガーチ（János Forgách）外務次官補に対して書簡を送り、これまでの解放交渉を細かく振り返りながら重ねて協定の履行を強く迫った⁷³⁾そしてようやく26日解放の運びとなったのであった。

お わ り に

藤井氏の抑留体験は、国際法規の存在していない中で、オーストリアが敵国民間人をどのように処遇したのか、その一つのケースであった。捕虜の処遇を

定めた19世紀末から20世紀初頭のハーグ陸戦条約が想定する戦場での事態とは異なり、民間人抑留の問題は、国内に敵国人が存在し、これらの人間を間諜や潜在的戦力と見なすことで発生するものである。換言すれば、民間人抑留問題は、旅行や留学を通じて「人の移動」が加速し、そして総力戦の中で「国民ならざる者」に対する意識が先鋭化していく過程で登場するものであり、この意味において、二つの総力戦と国民国家の成立を閲した、すぐれて「20世紀」の現象といえよう。

民間人抑留の“新奇さ”については、藤井氏自身感じていたと思われる。確かに彼の手記には“国と国は戦争をしているが人と人は別”という姿勢で接した人物も登場するし、ザルツブルクで敵国民である藤井氏に対して同情を寄せ、非常に厚く遇した人々の存在も確認されるように、兵士と民間人とを区分する考えも存在した。しかし自らの境遇はもちろんのこと、同じく抑留・拘禁された邦人について解放後に得た情報を書き記し、さらにはロシア人やセルビア人などの抑留者に対しても同情を寄せる時、第一次世界大戦の新たな特徴が意識されていた。曰く「国際法も宗教も道徳も何も有つたものではない。敵国人と見たら女でも小供でも何でも片ツ端から引捕へて仕舞ふたのである。此度の戦争は実に有史以来の大戦乱で、従つて幾多の犠牲を産んだが、其内で一番不幸な犠牲は全く此の種類の捕虜で有る。戦争に依つて出来た軍人の捕虜に関しては……充分取扱法や何かゞ規定されて居るから各国でも餘り理不尽の事は出来ぬが、此の度出来た此の種類の普通人の捕虜に就ては欧州各国まだ何等の先例もなければ規定もない。従つて各国で勝手次第の乱暴な事をやる。今奥国で約五千人以上捕へられて居るが、敵国の普通民を捉へたのは独り独逸奥国丈ではない、欧州各国御互様で有る⁷⁴⁾」。

藤井氏は、イギリス、フランス、ロシアにおけるドイツ民間人に対する抑留と厳しい処遇に触れ、それゆえにオーストリアに残留したイギリス人、フランス人、ロシア人が捕らえられるのも当然と見た。一方、日本についてはどこまでも博愛主義であり、日清・日露戦争でも一人の民間人も捕らえず、第一次世界大戦でも「何處迄も律儀一法で国際法とやらを馬鹿正直に遵奉して青島の

捕虜の外は一人の独唄人をも捕へたと聞かぬ⁷⁵⁾」とその「片務的」で真っ正直な姿勢を指摘しながら、これを素直に賞讃は出来ないようであった。それは、この日本の対応とは裏腹に、ドイツでは100名余りの日本人が拘禁・抑留され、しかもその処遇がかなり厳しかったからであり、そしてまたオーストリアにおいても城戸愛三郎氏の処遇は激しい労働を伴う過酷なものだったからである。もちろん、藤井氏はだからといって、文明国たらんとして国際法を墨守することを辞めよ、とまでは主張していない。しかし「心ある人は何卒此邊の対照を能く考えて貰ひたい⁷⁶⁾」と述べるその口吻には、みずからや同胞の抑留経験を経たことで、日本が国際法遵守の「優等生」であることに対するなんとも遣る瀬無い思いが滲んでいるように思われる。「唄國にて捕虜となりし感想」では一層赤裸々な表現がされ、憤りすら感じられる。

「文明の先進国と誇る欧州各国は、実に斯くの如き野蛮を敢てし、国際法も何も有ったもので無い。僕は公言は出来ぬが某外人の話では、独逸で今に行方の知れぬ邦人が一二有るとの事。恐くは他の露人などの如く昨夏頃暴民の為め私刑されたか、官憲に銃殺されたらうと云う話である。是は日本の外務省へ既に報告はして有るが、事勿れ主義の霞が関では、公表はすまいと思う。僕はまだまだ材料は握って居るが、餘り云いたくない。只不幸なるは此種の厄に罹った同胞である。僕は全く日本政府が戦時に於て、殆ど空文に等しい国際法を後生大事と守って居るのが可笑しい。又切に御尋ね申したきは有賀、高橋、立等の諸先生の此の問題に関する御高説である⁷⁷⁾」

抑留されてすでに3ヶ月も過ぎようとするときに、『ライヒスポスト』紙に日本における独唄兵捕虜が厚遇されている記事⁷⁸⁾が掲載されたが、藤井氏はこれをどのような気持ちで読んだのだろうか。ところで、文明国であるはずの欧州各国が総力戦の中で暴力性を露わにする様をみて、「欧州の文明も随分金箔を塗ったものが多く、一皮剥げば野蛮の本性をあらはすことが今度の戦争で能く

分った⁷⁹⁾」と述べたのは佐藤愛磨大使であった。佐藤大使と藤井氏は退去をめぐるすれ違いから互いに「非難」し合うことになったものの、大戦の一端に触れた両者には、欧州の「文明」や「人道」に対し共通して思うところがあったと見て取れよう⁸⁰⁾

第一次世界大戦の中で、欧州各国は敵国民間人抑留や捕虜抑留を通じて、自分たちの〈同胞〉を殺したかもしれない、あるいは殺すことにもなるかもしれない大量の人間と銃後で向き合うという経験をした。日本が本格的にこの経験をするのは第一次世界大戦後ということになるだろうが、そうした欧州の経験を垣間見た藤井氏のような人々の経験は本人にとって、そして日本社会にとってどのような意味を持ったのだろうか。藤井氏と城戸氏は解放されたのち、28日にオーストリア・スイス国境を越えてスイス最初の駅ブフス（Buchs）に着いた。この時、二人はワインで乾杯して万歳を唱え、互いの艱難を労ったとのことである。チューリヒに滞在後、両名はフランスへ向かい、藤井氏の記録では1915年4月3日にパリへ到着した⁸¹⁾ 当時パリは戦乱の巷となっており、ドイツ軍がパリの10マイル北にまで迫り、またツェペリン号の襲撃を受けていた⁸²⁾ この攻撃に対して「全市消灯し、エッフェル塔上から飛行船を射撃」をする銃後の戦闘を体験し、抑留以外の総力戦の一コマにも遭遇していた⁸³⁾ その他に、同地に派遣された日本赤十字の救護班の活躍も目の当たりにしていた。救護班が活動していた病院はホテルを改装したものであり、これがパリ第一の病院と新聞で賞讃されたことに感慨を覚えていた⁸⁴⁾ 現在の所、さらにロンドンへ渡った後の藤井氏の足取りはよく分からないけれども、アメリカに渡り、オレゴン州ポートランドにて仏教に関する活動に従事していた節がある⁸⁵⁾ 藤井氏の抑留体験は大戦の勃発を直接の原因とはしているが、大きく俯瞰すれば、これは20世紀に大きく進展した「人の移動」という現象を背景としている。20世紀前半に一人の日本人がどのように国境を越えて移動し、そこでいかなる体験をして、思いを抱いていたのか。藤井氏のその後の足跡を含め、これらの点の究明は今後の課題としたい。

【追記】本稿は、2015年度～2017年度科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する基礎研究：アジア・欧州間関係を中心に」（研究課題番号：15K12995, 研究代表：奈良岡聰智），ならびに2017年度～2019年度科学研究費補助金 基盤研究(C)「帰化市民の政治行動に対する「国民意識構造の影響」に関する国制史的考察」（研究課題番号：17K03543, 研究代表：梶原克彦）による研究成果の一部である。

注

- 1) 第一次世界大戦中の捕虜の労働については、例えば大津留厚『捕虜が働くとき－第一次世界大戦・総力戦の狭間で』人文書院、2013年。また総力戦体制における捕虜の位置づけについては、拙稿「国民共同体の境界－第一次世界大戦の経験・総力戦のなかの捕虜」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』第37号、2014年、を参照。
- 2) Richard B. Speed, *Prisoners, Diplomats, and the Great War: A Study in the Diplomacy of Captivity*, Greenwood Press, 1990, p. 141.
- 3) *ibid.*, p. 143.
- 4) 奈良岡聰智『「八月の砲声」を聞いた日本人－第一次世界大戦と植村尚清「ドイツ幽閉記」』千倉書房、2013年。Rolf-Harald Wippich, *Internierung und Abschiebung von Japanern im Deutschen Reich im Jahr 1914*, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, Jg. 55, Heft 1, 2007.
- 5) 拙稿「第一次世界大戦におけるオーストリア＝ハンガリーの捕虜・民間人抑留政策－日本人抑留者の事例を中心に－」『愛媛法学会雑誌』第44巻第1・2合併号、2017年。併せて以下の文献も参照されたい。梶原克彦・奈良岡聰智「資料紹介 第一次世界大戦と在澳日本人の抑留問題（一）」『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』第43号、2017年。
- 6) Wippich, *op. cit.*, S. 26, 29, 36.
- 7) 藤井慶乗「大虐待（一）」『神戸新聞』1915年5月21日。この手記は4回にわたり掲載された。ちなみに藤井の手記には「楚囚艱難録」『東亜の光』第10巻第7号、第8号、第9号、1915年と「澳國にて捕虜となりし感想」『欧州戦争実記』第33号、第34号、1915年、などがある。「楚囚艱難録」と「澳國にて捕虜となりし感想」とは、発表時期も（1915年7月から9月）内容・構成もほとんど同じであるが、前者の方が若干詳細な記述となっている。本稿では藤井の抑留経験について言及する場合、基本的に「楚囚艱難録」に依拠することとする。引用に際しては『東亜の光』第10巻第7号掲載手記を藤井「楚囚艱難録①」とし、以下『東亜の光』第10巻第8号を「楚囚艱難録②」、第9号を「楚囚艱難録③」と略記する。「澳國にて捕虜となりし感想」『欧州戦争実記』第34号は、「澳國にて捕虜となりし感想・承前」と記載する。
- 8) 藤井「楚囚艱難録①」では7月30日、藤井「澳國にて捕虜となりし感想」では7月3日とあるが、大公夫妻の亡骸が揚陸する場面に遭遇したという記述からすれば、7月2日の誤りであろう。防腐処理をされた遺体は、まずサラエヴォからメトコヴィチ (Metkovic) [現

在クロアチア領)へ移送され、さらに同地より海路でトリエステへ運ばれた(Dispositionen für das Leichenbegängnis, in: *Reichspost*, 30 Juni 1914)。艦船のトリエステ到着は7月1日であり、翌2日にウィーン南駅へ向けた移送のため遺体は船から降ろされた(藤井は夫妻の棺を移送した艦船を「軍艦メッテルニッヒ號」と記述しているが、正しくは戦艦ウィリブス・ユニティス(Viribus Unitis)である。cf. Das Eintreffen des „Viribus unitis in Triest“, in: *Reichspost*, 2. Juli. 1914。

- 9) 藤井「楚囚艱難録①」36ページ。
- 10) 同上, 37ページ。
- 11) 同上。
- 12) 藤井, 前掲「大虐待(一)」。
- 13) F・W・フェルスター(1869-1966)はドイツの哲学者・教育学者であり、のちには平和主義者としても名を馳せた。オーストリアの民族問題にも関心を寄せ、第一次世界大戦期には『オーストリア問題(*Das österreichische Problem*)』とするオーストリアの連邦制的改編に関する論考をしたため、またマックス・フリードマン(Max Friedmann)、ハンリヒ・ラマシュ(Heinrich Lammasch)、ユリウス・マインル(Julius Mainl)らが作っていたオーストリア政治協会(Die Österreichische Politische Gesellschaft)にも加入し、中欧問題の解決へ向けた活動も行っていた。cf. Eva Malia Lamprecht, *Friedrich Wilhelm Foerster als europäischer Pazifist: das föderalistische Österreich als Modell für ein gesamteuropäisches Friedensmodell*, Klagenfurt (Dipl.), 2006。ラマシュについては、高橋義彦「カール・クラウスとハインリヒ・ラマシュ:「オーストリアの中欧」理念と第一次世界大戦」『法學政治學論究:法律・政治・社会』Vol. 88, 2011年, 参照。フェルスターは1913年から1914年春までウィーン大学の員外教授を務めており、この間に藤井は知遇を得たと思われる。フェルスターは1914年にミュンヘン大学の正教授として招聘されており、もしこの教授就任がなければ藤井のミュンヘン行きも、事に依ればなかったかもしれない。
- 14) この修道院は、現在のビシヨフスホーフエン教区教会(旧マクシミリアン修道院[St. Maximilian Mönchskloster und Augustiner-Chorherrenstift])ではないかと思われる。
- 15) 藤井「楚囚艱難録①」38ページ。
- 16) 佐藤愛鷹「大戦乱勃発前後」『東奥日報』1914年12月(梶原・奈良岡, 前掲資料紹介, 7ページ)。
- 17) 佐藤愛鷹, 前掲「大戦乱勃発前夜」(梶原・奈良岡, 前掲資料紹介, 7ページ)には、「日本留学生の送金途絶え生活上漸次困難を感じんとする有様であるから、余り甚しからぬに帰国せしめんとし、之より先八月廿一日二十余名の学生に説諭を加へ」とある。
- 18) 藤井「楚囚艱難録①」38-39ページには受け取った電信の概要が記されている。もともとは「用紙三枚にわたる長い」ものを纏めた文章は以下の通りである。「在維納官私留学生は時局の爲め研究が不便になりし本邦より送金が都合悪くなりし爲め、此際悉く帰朝する事に決議せり。貴下に於いても審思熟考、其の進退に関して違算なき様に御計らひあれ。一行は伊太利經由倫敦に向ふ筈。若し帰朝御賛成ならば、八月廿一日発の一行に加はれた

し、而して若し旅費不足の諸君には倫道〔倫敦〕までの分、本大使に於いて御立替申すべきに就き至急申し出られたし。云云。』

- 19) 藤井「楚囚艱難録②」38 ページ。
- 20) 藤井は情報を得られない山間の修道院に要領を得ない電報を送った佐藤大使を批判し、「手短に直ぐ維納に帰れと丈打て有ればタシカに僕は半年餘の捕虜生活は免れたに相違ないと思う」と述べた（藤井「楚囚艱難録①」39 ページ）。
- 21) 同上、40 ページ。
- 22) 同上、40-42 ページ。
- 23) 同上、43 ページ。
- 24) 藤井「楚囚艱難録②」39 ページ。
- 25) 実のところ、この市長が誰なのか（あるいは本当に市長だったのか）判然としない点がある。当時のザルツブルク市長はマックス・オット（Max Ott）であるが、藤井の手記では名前は「ヨハンニツス」とあり、これは Johannes のことを表記したものだと思われ、全く別の名前である（さらにはオットの前任・後任とも異なっている）。この Johannes なる人物は誰なのか、あるいはザルツブルク市長の姓名を誤記したに過ぎないのか、さまざまな疑問が浮かぶけれども、ただこの人物が藤井の拘禁状況改善に多大な援助を行ったのは確かであろう。この人物の解明は後考の課題としたい。
- 26) 藤井「楚囚艱難録②」42 ページ。
- 27) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B07090576800, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二巻 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」12 枚目。また、「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B 07090588300, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件ノ邦人保護及行方安否等取調ノ件 第二巻 (5-2-1-0-24_1_002) (外務省外交史料館)」6 枚目。
- 28) 藤井「楚囚艱難録②」42 ページ。
- 29) Reinhard Mundschütz, *Das Internierungslager im Waldviertel. Die Internierungslager und – Station der BH Waidhofen an der Thaya 1914-1918*, Wien (Diss.), 2002, S. 246. ヴァイトホーフェンの敵国民間人抑留収容所については以下も参照。Alfons Zak, *Die Stationen der Internierten, Konfinierten und Flüchtlinge im niederösterreichischen Waldviertel (1914-1918)*, in: *Aus der Haimat: Zeitschrift für Heimats- und Volkskunde*, Jg. 2, Nr. 4, 1929. ところでヴァイトホーフェンに開設された敵国民間人抑留収容所の写真（ムントシュッツ氏提供）がオーストリア国営放送（ORF）の大戦中の抑留に関するサイト（Fotodokumente aus den Lagern: Zweiklassengesellschaft im Waldviertel）に掲載されている。<http://orf.at/stories/2404256/2404261/>（最終確認 2017 年 11 月 29 日）。本サイトの三枚目の写真は、藤井「奥國にて捕虜となりし感想・承前」117 ページにも掲載されている。これはイルマウ収容所の入り口で撮影した集合写真である。キャプションによると、最前列中央で白い服を着用しているのが収容所司令官であり、その後方で三列目にいる鳥打帽をかぶった人物が藤井氏であるとのことである。

- 30) NÖLA (Niederösterreichisches Landesarchiv) K. k. n. ö. Statthalterei-Präsidium, kanzlei-Abteilung P., Z. 3110, IXa, 1917.
- 31) Ibid. Cf. Mundschütz, op. cit., S. 246.
- 32) 藤井「大虐待(三)」『神戸新聞』1915年5月24日。
- 33) 藤井「楚囚艱難録②」45ページ。
- 34) 同上。
- 35) 郡長の報告は11月10日のもので、この時点では153名収容していた。したがってその後、収容人数が増加したと思われるが、報告書で確認される限りでは一番収容者数が多い時(1915年2月10日)でも210名で、その後は1916年に至っても平均して150人程度であった(NÖLA, K. k. n. ö. Statthalterei-Präsidium, kanzlei-Abteilung P., Z. 3110, IXa, 1917)。人数増加は疾病対策に困難を引き起こすものであり、12月にはドローゼンドルフなど、他の収容所ではチフスなどが蔓延していたけれども、幸いイルマウはこれを免れていた。しかし周囲に住むオーストリア人と抑留者への感染防止の観点から、イルマウにも、以前より設置していた療養室(Marodezimmer)とは別に、隔離病棟としてバラック施設が一棟建設された(Mundschütz, op. cit., S. 249.)。ちなみに当時の日本の模範的捕虜収容所とされた坂東捕虜収容所が敷地面積5万7千m²に対して収容者が約千人で、一人当たりの面積が約57m²であるところからも、坂東収容所の「模範生」ぶりがうかがえる。
- 36) 藤井「楚囚艱難録②」46ページ。当時の日本での捕虜取り扱いと比較すると、捕虜は一食あたりで将校が50銭で兵卒が20銭であり、日本の兵卒は16銭であった。独逸兵は条約で規定された以上の待遇を受けているとしても、イルマウ収容所の糧食費はかなり少なく、ここには12月以降にオーストリアで始まった食糧事情の厳しさが示されている。
- 37) しかも「治療」がいつでも何に対しても「一日三回アスピリンを摂取」であったと藤井は報告している。
- 38) 同上、49ページ。
- 39) 同上、50ページ。
- 40) 藤井「楚囚艱難録③」36ページ。
- 41) 藤井が収容所で目にした新聞の切り抜きは「悲しき奇遇藤井文学士と敵国博士」(「楚囚艱難録」)あるいは「日独学者の奇遇」(「奥國にて捕虜となりし感想」と表記が揺れている。ちなみに、『東京朝日新聞』1914年11月20日に「日独学者の奇縁 在奥藤井文学士母堂の死の通知」、『神戸新聞』1914年11月20日に「遺骨愛児を慕う 哀れ藤井文学士母堂の死」に同報の記事が掲載されている。
- 42) 藤井「楚囚艱難録③」40ページ。
- 43) 第一次世界大戦時における日本の捕虜収容所についても、独逸捕虜兵のために、駐日アメリカ大使館員であるサムナー・ウェルズの収容所視察とレポートがその後の捕虜政策に大きく影響を与えたことが知られている。この点については例えば以下の文献を参照。高橋輝和「サムナー・ウェルズによるドイツ兵収容所調査報告書」『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』創刊号、2003年。

- 44) 奈良岡, 前掲書, 45-47 ページ。
- 45) 同上, 51 ページ。解放されずに抑留生活を送った日本人として公式に記録されているのは、スモレンスキーと名乗る人物のみであるが、藤井の手記には西山(健一)という一等機関士が自分達以上に抑留されたということが綴られている(イギリス商船の乗員で、日独交戦前の1914年8月5日に逮捕、翌年4月上旬まで拘禁されたとある〔藤井「塙國にて捕虜となりし感想」53ページ。および同「英國より(上)」『神戸新聞』1915年8月21日〕)。こういった情報を公的に集約することが困難な点に、捕虜収容とは異なる民間人抑留の難しさが現れている。
- 46) 城戸愛三郎「塙國拘禁當時を偲ぶ(十一)」(梶原・奈良岡, 前掲資料紹介, 28ページ)。
- 47) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B07090576900, 「欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二巻(5-2-1-0-24_002)(外務省外交史料館)」27枚目, 在ウィーン駐塙アメリカ大使館から在ブタペシュト米国領事館への3月27日付書簡があり, 1915年3月10日に解放に関する書簡を送付したこと, そして27日夜にチューリヒへ向けて兩名が出発することが記載されている。同上, 27枚目には在チューリヒ米国総領事より駐塙アメリカ大使館への3月29日付書簡で, 兩名が同日に日本領事館へ出頭したとある。同上, 4枚目には, 在ロンドン井上大使より外務省への3月31日発電信があり, ここで藤井が26日に解放され無事にチューリヒへ到着したことが報告されている。
- 48) 藤井「楚囚艱難録③」41ページ。
- 49) のちハンガリー臨時代理大使〔1921年〕を務め, その後, アルバニア大使などを歴任した。
- 50) 藤井「楚囚艱難録③」41-42ページ。
- 51) 同上, 42ページ。
- 52) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B07090588300, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件ノ邦人保護及行方安否等取調ノ件 第二巻(5-2-1-0-24_1_002)(外務省外交史料館)」2枚目。
- 53) 同上, 3-4枚目。
- 54) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B07090576900, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二巻(5-2-1-0-24_002)(外務省外交史料館)」34枚目。
- 55) 同上。
- 56) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B07090576800, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二巻(5-2-1-0-24_002)(外務省外交史料館)」12枚目。
- 57) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B07090588300, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件ノ邦人保護及行方安否等取調ノ件 第二巻(5-2-1-0-24_1_002)(外務省外交史料館)」7, 8枚目。
- 58) 『神戸新聞』1914年10月21日には「死すとも帰らぬ藤井文学士 行方不明の奇僧只一人塙國に止まる」とする記事が掲載された。これは常陸丸で帰国した佐藤愛磨大使一行から明らかになったとする内容であり, 「塙太利には二十一人の日本人が居て大使から引揚

命令に接し何れも惶惶として帰国を急いだ中に只一人、死んでも帰らぬと頑張った奇僧があった、藤井氏その人である」と紹介され、ピシヨフスホーフェンで研究中と報じられた。また「大使も親友もいろいろ帰国を勧めたれど自分は宗教の神髄を究めぬ以上死すとも帰らぬ覚悟であるとなかなか動きそうにもない、何といっても宗教家であると親友なども敬服して引き揚げたのである、所がカトリック教では同氏の生命だけは神に誓って保護を加えるということで同氏は安んじて法の研究に一身を委ね砲烟も弾雨も専念修業の耳には入らぬという風であった」と、藤井が大使の帰国命令や友人らの説得にもかかわらず、残留を強行したかたちになっており、藤井の言い分とは異なっている。

『東京朝日新聞』や『東京日日新聞』なども論じていた。参照、梶原・奈良岡、前掲「資料紹介」、9-14 ページ。

- 59) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090588300, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件ノ邦人保護及行方安否等取調ノ件 第二卷 (5-2-1-0-24_1_002) (外務省外交史料館)」10 枚目。
- 60) 同上, 12 枚目。
- 61) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576800, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」46, 47 枚目。
- 62) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576900, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」9 枚目。
- 63) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576800, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」79 枚目。
- 64) 同上, 74, 75 枚目。
- 65) 同上。
- 66) 同上, 68 枚目。
- 67) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576900, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」33 枚目。グルーは、日米開戦時には駐日大使を務めており、奇しくも開戦後、駐日大使館で抑留されることになる。
- 68) 同上, 32, 33 枚目。
- 69) 同上, 8 枚目: 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576800, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」96 枚目。すでに2月13日にはオーストリア外務省から駐墺アメリカ大使館へ、オーストリアとハンガリーに滞在する藤井ら8名について、日本において拘禁されているオーストリア人、ハンガリー人に同等の措置が取られることに間違いがなければ、安全通行権が与えられることが伝えられていた。
- 70) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576900, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)」30 枚目。
- 71) 同上。

- 72) 同上, 28, 29 枚目。
- 73) 同上, 28 枚目。
- 74) 藤井「楚囚艱難録②」43 ページ。
- 75) 同上, 44 ページ。
- 76) 同上。
- 77) 藤井「塙國にて捕虜となりし感想」53 ページ。
- 78) *Die Tapferen von der „Kaiserin Elisabeth“: Ritterliche Behandlung unserer gefangen Seeleute in Japan*, in: *Reichspost*, 22. Jänner, 1915.
- 79) 佐藤「大戦乱勃発前後」(梶原・奈良岡, 前掲資料紹介, 8 ページ)。
- 80) 藤井「大虐待(二)」『神戸新聞』1915年5月22日では、日本の捕虜・民間人の厚遇を無用と見なし、駐フランス石井菊次郎大使の言に、欧州諸国における「国際法と文明」とが大戦を境に変化した様子を投影している(「日本だけは実に東洋の君子國たる名に恥ぬと言いたいけれども、実際宋襄の仁と言う方が寧ろ適当であらうと思ふ、此の事を後で、駐佛大使石井男に話したが、男も苦笑して、欧州の国際法蹂躪の模様はテンで御話しにならぬ、今後如何なるものか知らんと語られた」)。
- 81) 藤井「大虐待(四)」『神戸新聞』1915年5月25日。
- 82) 同上。
- 83) 同上。
- 84) 同上。
- 85) 藤井は、大戦後に戦時中の抑留等によって発生した損害への救恤に関して大野守衛に照会している。この封書にある1919年6月29日の消印から、彼は1919年にはアメリカ合衆国オレゴン州ポートランドで生活していたと思われ、さらに便箋のレターヘッドには「Rev. Dr. K. Fujii」「Japanese Buddhist Association 36 North Tenth Street Portland, Oregon」とあることから、ポートランドの日本仏教協会に住職のような立場にあったと推察される。「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B09072844000, 日独欧州戦争ニ依ル損害要償一件/省令発布前 第二卷(5-2-17-0-24_1_002) (外務省外交史料館)」。ところで現在、ポートランドには真宗のオレゴン寺(Oregon Buddhist Temple: 1903年創建)があり、そのサイトにかつての住職(Minister)として“Reverend Keijo Fujii 1915-1921”として写真が掲載されている。http://www.oregonbuddhisttemple.com/photo_gallery/obt_ministers/OregonBuddhistTempleMinist/Fujii.html (最終アクセス: 2017年11月29日)